

WEB 媒体を活用したタイアップ企画業務委託 仕様書

- この仕様書は企画提案書作成用である。
- 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

1 委託業務名

WEB 媒体を活用したタイアップ企画業務委託

2 契約期間

契約締結日から令和4年12月31日

3 目的

大河ドラマの放映にあわせ、比企一族及び畠山重忠をはじめとした県内の鎌倉殿ゆかりの人物やゆかりの地及び周辺地域の魅力を発信することで、県内外からの誘客を図る。

4 委託業務の内容

WEB媒体を活用したタイアップ企画の掲載及び付随する業務一式

(1) 制作方針・概要

- ア 県内の鎌倉殿ゆかりの人物やゆかりの地及び周辺地域の魅力が、明瞭かつ簡潔に伝わる内容とすること。
- イ グルメ、体験、景色等様々な魅力を具体的にイメージできるよう旅行者目線で情報発信を行い、認知度向上及び来訪意欲を高める内容とすること。単なるPRではなく、周辺の飲食店や宿泊施設などを含めた観光消費拡大を目指すものであること。
- ウ 十分に県及び取材地と連携をとり、定められた予算の範囲内で、最大限ア、イの目的を達成できるよう努力すること。
- エ 基本コンセプトは「彩の国の鎌倉をめぐる」とし、ターゲットはインターネットで情報収集を多く行うことが想定される20代～40代とする。
- オ タイアップ記事は7月から10月にかけて3本以上制作、掲載すること。
- カ 発信する観光資源は、一定の認知度を有する観光地を主とするものではなく、一度本県に来訪したことのある人でも再び訪問してみたいと思えるような新たな観光資源や魅力を発掘し、リピーターの獲得に繋げるものとする。
- キ 定められた予算内で、タイアップ記事に加えて、その他メディアを活用した情報発信（WEB広告、SNSを活用した発信）を行うこと。

(2) 業務内容

- ア タイアップ記事の制作及び掲載

- ・受託者が掲載するスポット候補を選定し、埼玉県と相談の上、決定すること。また、記事掲載及び取材の許可は受託者が行うこと。
- ・カメラマン、モデル、ライター等記事制作に必要なスタッフ及び機材等については受託者が用意し、経費についても受託者の負担とする。
- ・掲載する記事は、1日で楽しめるモデルコースの提案や、グルメや絶景等トピックを設定して地域のおすすめを紹介する等、記事ごとにテーマを決定すること。

イ その他メディアを活用した情報発信

- ・SNSやWEB広告等を活用し、タイアップ記事への流入を図る広報を行うこと。

ウ その他業務

- ・業務執行体制、業務内容及び事業スケジュール、詳細等を示した実施計画を策定し、県の承認を得ること。なお、実施する業務内容については、事業者側の提案をもとに県と協議のうえ決定する。
- ・本件業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者および作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。また受託期間中は、専任の担当者（県との連絡調整担当者）を配置し、常時連絡を取れる体制にすること。
- ・スケジュール表に基づき進捗状況を適宜県に報告し、定められた時期にタイアップ記事を掲載すること。
- ・不可抗力の事由により期間が変更になる場合は別途協議を行うものとする。

(3) 成果物

ア 業務全体の実施計画

イ 掲載記事一覧

ウ 定量的な効果等がわかるデータ（記事別のPV数、広告からの流入数等）

エ その他業務実施にあたって制作した成果物

完成した成果物は、直ちに納品すること。また、契約終了後、業務完了報告書とともに検査を受けること。

提出先は、埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県産業労働部観光課 DMO 支援・観光振興担当とする。

5 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 本件受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権は全て埼玉県に帰属することとする。ただし、受託者があらかじめ所有していた写真・イラスト等を使用した場合、当該写真・イラスト等についてはこの限りではない。受託者が所有する写真・イラスト等を、埼玉県が成果物以外に使用する際には、受託者と協議・許諾等を要するものとする。
- (3) 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用

する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

6 委託業務実施にあたっての留意事項

詳細は、委託契約に定めるものとする。

- (1) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ埼玉県承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (5) 委託事業終了後に委託契約額を確定した結果、受託者に本業務により発生した収入がある時で、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いてもなお受託者に収入がある場合、当該収入は埼玉県に返還するものとする。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 委託者は、感染症の拡大とそれに対する政府または埼玉県の対応状況に応じて、所定の時期に広報掲示の中止を判断する可能性がある。
- (9) 天災地変、感染症の流行、その他不可抗力の事由に基づき、委託者の判断により、業務の一部または全部を実施しない場合、委託者、受託者の双方で協議のうえ、出来高に基づいて支払額を決めるものとする。支払いに係る出来高の確定に当たっては、受託者が出来高の証明を行うこととする。
- (10) 新型コロナウイルス感染症の影響等で、予定していた業務ができなくなる可能性が生じた場合は、速やかに県と協議すること。
- (11) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。